

豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 平成 30 年 7 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について



議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5 号 非農用地区域設定に係る意見決定について

議案第 6 号 空き家に付随した農地の指定について



- 4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	12名
欠席	0名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

- 5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

- 6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年7月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は9番山本一彦委員と、10番我毛真一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長　議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局　今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。1件は利用権設定、1件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」全2件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は大村小学校より西側及び南側のは場整備をした農地8筆です。貸付人[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の農地を[REDACTED]が耕作管理をしてきました。[REDACTED]は高齢になり耕作管理が出来ないとのことで、借受人[REDACTED]が10年間の賃貸借にて耕作を行うものです。

〇〇〇〇の住所は〇〇〇〇ですが、実家は〇〇〇〇で今後大村の方で農業を営んでいくようです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は内藤水産の東側の農地3筆です。譲渡人
 ■■■■■は福岡に在住であり、耕作管理が出来ないとのことで、
 以前この農地を耕作していた譲受人■■■■■に売買するものです。
 特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありません

か。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から2について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は馬場地区の集落内で実際に家は建っているために、許可申請にいたったものです。平成9年4月に以前あった牛小屋を壊して家を新築した際に、農地である馬場[]も合わせて立替用地として利用したようです。始末書もついており、行政指導も行ったとのことで、今後このようなことが無いように適切な農地管理に努めるとのことです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

7番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は船入のバス停を400m南の農地で、現地はすでに庭として利用されているため許可申請にいたったものです。当該地の隣接地である四郎丸[]に家を建てる際、あわせて敷地内にとりこむ形で整備しています。その後平成5年に建物の改築をおこないましたが、この間建築士や行政の指導も無かったため、農地転用許可が必要だとは気付かなかったとのこと。

行政指導を行ったとのことで、今後このようなことが無いように適切な農地管理に努めるとのことです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から2について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人[]は福岡市に在住で管理が出来ないので売却するとのことです。場所は三毛門駅北西の農地で譲受人[]が購入し、2棟の建売分譲をするようです。この場所は上水、下水のつながり込みが可能であり添付資料もそろっています。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

6番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は[]に隣接する農地です。今回譲渡人[]と[]の農地を譲受人[]が購入し、事業用倉庫を新築するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明

をお願いします。

通り番3

10番委員発言 許可申請の通り番3、4について一緒に説明いたします。

通り番3について、場所は有限会社豊前種苗の前の農地で、譲渡人[]の農地を譲受人[]が購入し、建売住宅を4棟建てるとのことです。関係資料もそろっております。

通り番4について、場所は千束中学校前の信号を西側50mの農地で、譲受人[]が個人住宅を新築するために譲受人[]の農地を購入するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番3、4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとしますので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとしますので、議案第4号については原案とおり可決することにいたします。

議長 続いて、議案第5号 非農用地区域設定に係る意見決定についてですが、久路土のは場整備地区の関係です。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第5号非農用地区域設定に係る意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案と
り可決することにいたします。

議長 議案第6号 空き家バンクに付随した農地の指定についてですが、
地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。
いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案6号の空き
家バンクに付随した農地の指定については原案通り可決してよろし
いですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号については原案と
り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしました
ので、これをもって7月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここ
に署名する。

平成 30 年 7 月 20 日

議 長

松本克己



9番委員

山本 一彦



10番委員

浅毛 真一





Handwritten text and faint circular stamps in the lower-left quadrant of the page.